

船舶事故調査報告書

平成28年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年1月18日 02時04分ごろ
発生場所	宮崎県日向市細島港東方沖 細島港南沖防波堤北灯台から真方位029°20m付近 (概位 北緯32°26.9′ 東経131°41.7′)
事故の概要	貨物船 ^{とみえい} 富栄丸は、北西進中、細島港南沖防波堤の消波ブロックに乗り揚げた。 富栄丸は左舷中央部船底外板に凹損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月22日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 富栄丸、699トン 134264、有限会社中島海運、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	左舷中央部船底外板に凹損及び破口
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西南西、風力 2、視界 不良 海象：波高 約0.5m 本事故当時、日向地区には、強風及び波浪の各注意報が発表されていた。
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、船首約1.9m、船尾約3.6mの喫水により、自動操舵で航行していた。 船長は、細島港内に向かう際、緑灯が見えたので細島港南沖防波堤北灯台（灯質：単閃緑光、毎3秒に1閃光）の灯光だと思い、針路を設定した。 船長は、船首方約50mのところに防波堤を認め、手動操舵として右舵を取ったものの、消波ブロックに乗り揚げた。 船長は、細島港余島防波堤灯台（灯質：単閃緑光、毎4秒に1閃光）の灯光を細島港南沖防波堤北灯台の灯光と見間違えていたことを本事故後に知った。
分析	本船は、細島港へ入航中、船長が、細島港余島防波堤灯台の灯光を細島港南沖防波堤北灯台の灯光と思い、船位の確認を行っていなかったことから、同港南沖防波堤に向かう態勢で航行し、同防波堤北端部付近の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。 船長は、雨で視界が悪い状況下であったことから、細島港余島防波

	堤灯台の灯光を細島港南沖防波堤北灯台の灯光と思ったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、細島港において、雨により視界が悪い状況下を入航中、船長が、細島港余島防波堤灯台の灯光を細島港南沖防波堤北灯台の灯光と思い、船位の確認を行っていなかったため、同港南沖防波堤北端部付近の消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。